

清流長良川あゆパーク指定管理者評価員会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、清流長良川あゆパーク指定管理者評価員会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 会議は、次の事項に係る意見聴取を行うことを目的とする。

- 一 各年度における指定管理者の管理運営実績に対する評価
- 二 指定管理者が県に提出した次年度の事業計画書の適否

(組織)

第3条 会議は、5人以内の評価員をもって組織する。

- 2 評価員は外部有識者等から選任し、文書によりその就任を依頼する。

(任期)

第4条 評価員の任期は2年以内とする。ただし、補欠の評価員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 評価員は、再任されることができる。ただし、原則として、通算10年を超えて再任をしないこととする。

(会議)

第5条 会議は、年2回以上開催することとし、知事が招集する。

- 2 知事は、必要と認めるときは、関係者に対し出席又は資料の提出を求めることができる。

(評価事項)

第6条 第2条第1号に規定する指定管理者の管理運営実績に対する評価の事項は、以下のとおりとする。

- 一 管理基準の充足状況
- 二 設置目的の達成状況
- 三 公共性の確保の状況
- 四 経営状況
- 五 派生的効果
- 六 その他県が必要と認めること

(事務局)

第7条 会議の事務局は、岐阜県農政部里川・水産振興課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。